

令和3年第2回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和3年 2月 16日 (火) 午後2時
- 2 場 所 美祢市民会館 2階 大会議室
- 3 出席農業委員
- | | | | | | |
|-----|--------|-----|--------|-----|-------|
| 議長 | 安富 法明 | | | | |
| 1番 | 井上 建夫 | 2番 | 井町 哲 | 3番 | 村上 浩一 |
| 4番 | 縄田 善博 | 5番 | 倉増 知 | 7番 | 俵 薫 |
| 8番 | 中嶋 誠 | 9番 | 石田 健治郎 | 10番 | 萬代 泰生 |
| 11番 | 伊藤 美和子 | 12番 | 前田 耕次 | 13番 | 伊藤 新司 |
| 14番 | 中野 修 | 15番 | 馬屋原 眞一 | 16番 | 岸 英法 |
| 17番 | 武藤 康志 | 18番 | 安富 法明 | | |
- 4 出席推進委員
- | | | |
|-------|-------|-------|
| 永嶺 達也 | 野上 武史 | 植山 淑子 |
| 山縣 正明 | 阿川 伸美 | 佐藤 和美 |
| 山田 孝治 | | |
- 5 欠席農業委員
- | | | | |
|----|-------|-----|-------|
| 6番 | 安部 好恵 | 19番 | 山本 正二 |
|----|-------|-----|-------|
- 6 欠席推進委員
- | |
|-------|
| 松田 康浩 |
|-------|
- 7 事務局 事務局長 落合 浩志 主幹 中村 正寿 主事 小幡 和希

事務局	午後 2 時開会
議長	<p>互礼。</p> <p>それがですね、開会前に、今日ですね、会長が体調不良ということで欠席でございます。職務代理の安富が進行させていただきま すので、御協力の方よろしくお願いいいたします。只今から令和 3 年第 2 回総会を開会いたします。出席委員は 1 9 名中 1 7 名で定 足数に達しておりますので総会は成立しております。本日欠席の委員は、6 番 安部委員、1 9 番 山本会長の 2 名であります。 ご報告をいたします。それでは美祢市農業委員会会議規則第 1 6 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させて 頂く事に、ご意義はございませんか。（「はい」の声）それでは 1 5 番 馬屋原委員、1 7 番 武藤委員をお願いをいたします。 それでは議事順位第 1 の 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読 と説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>4 件朗読。</p> <p>1 件目。譲受人は●●●に住所がありますが、●●●●●に居住されています。自宅前の農地である為、自身で耕作管理をされる ため譲渡人から申請地を買い受けるものです。まず第 1 号の全部効率利用要件についてですが後程説明します、報告第 2 号により、 自作地、借り受地について適正に耕作されています。農機具の保有状況より、農地を効率的に耕作管理することが見込まれます。 第 2 号で禁止されている農地所有適格法人以外の法人の取得ではありません。第 3 号で禁止されている信託の引き受けによる取得 ではございません。第 4 号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の農作業を行う日数は基準を満たしております。第 5 号の下限面 積要件は当市の 1 0 0 0 m²以上の要件を満たしております。第 6 号の転貸禁止要件に該当しません。最後に第 7 号の周辺農地の利 用に支障はないものと考えます。以上の通り農地法第 3 条第 2 項の各号許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>2 件目。高齢のため耕作管理が困難な譲渡人から申請地を譲り受けるものです。この件につきまして、農地法第 3 条第 2 項の第 1 号から第 7 号の許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>3 件目。農地の管理が困難な譲渡人から申請地を買い受けるものです。まず第 1 号の全部効率利用要件についてですが譲受人は新 規の農地取得ですが、農機具の保有状況より、農地を効率的に耕作管理することが見込まれます。この件につきまして、農地法第 3 条第 2 項の第 1 号から第 7 号の許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>4 件目。農業に従事しておらず、後継人もいない譲渡人から申請地を譲り受けるものです。この件につきまして、農地法第 3 条第 2 項の第 1 号から第 7 号の許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p>

<p>議長</p>	<p>以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p> <p>以上で議案の朗読並びに説明を終わります。只今の説明に関連して当番委員からの現地調査の結果の報告をお願いいたします。</p>
<p>石田委員</p>	<p>9番の石田です。去る2月8日、月曜日。現地調査に参りました。事務局2名、それから地元推進委員さん、そして倉増委員と石田で現地調査を行っております。まず、番号1ですが、この農地の所在でございます。参考資料1ページを開いていただいて、下側のゼンリンの地図が入っております。これをご覧頂きたいと思っております。まず、●●●●●からですね、●●地区方面に●●●をずっと進んでいただいて2kmの地点に●●の交差点があります。これは●●方面に進む道なんですけど、この●●から交差点から350mくらい●●方面に進んで行くと●●●●●がございます。そこを、●●●●●の入口の方に入って頂いて、●●●●●が続いて南側にあります。その●●●●●の位置がちょうど線が切れた所から図面の地図のとおり、●●●●と書かれていると思っております。その道を同じ様に300mちょっと進みますと申請地がございます。1番が●●●●●、134㎡を譲り受けたいということでございます。●●●さんの全部耕作の状況を確認するという事で申請地の太い線で○があります。それが申請地でその左上に、ちょっと字が見にくいですが、●●さん、●●●さんという家がある、お名前が書いてある、それが●●のご住所、住んでおられる所になります。それから北側に果樹園があります。●●●●●というような文字がそこ入っている、この辺一帯が果樹園でございます。お父さんが営んでおられた果樹園だそうです。ここのですね果樹園の中の●●●●番地、同じ果樹園を現地に行って確認をいたしました。この一帯今言いましたように果樹園で、キウイフルーツ、それからブドウ、柿等を栽培、中には銀杏もありましたけども、栽培をされておられたということで、よく草刈り等がしっかりされておりました。現地確認はこれをしたんですけども、後程、現況証明ということで山あいの田んぼが森林化している、原野化しているということの確認も同時にいたしました。現況証明は後程またご説明させていただくこととなりますけども、一応耕作地については果樹園が管理されてたということで、3条申請を許可しても問題ないというふうに判断いたしました。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして2番。</p>
<p>倉増委員</p>	<p>2ページですね。左側の所に申請地とありますけども、これはだいたい、今は、上を通っているのが、●●●●●です。●●のインターと●●●のインターのだいたい中間地点ぐらいです。位置的にあのぐらいです。これも全部耕作でですね、今の右の図面ですね、●●●番地ですか、あそこを調べさせて頂きましたけども、全部耕作間違いなくされていらっしゃる。他の条件も先程、事務局が言ったとおり、全部やってらっしゃいますので、許可しても大丈夫と思っております。ご審議の程よろしくお願いたします。</p>

議長	す。 3番は新規なんで、4番。
倉増委員	4番はですね。3ページですかね。これは全部耕作で調べさせて頂いた所はですね、梨の選果場の横に、あれは何番地だったかな。何番地だったですかね。申し訳ないです。
事務局	●●●●番地●●です。
倉増委員	●●●●番地をですね、調べさせて頂きましたけど、全部きちっと耕作されていらっしゃいます。ご審議の程よろしく願いいたします。
議長	どうも、ありがとうございます。続きまして、地元委員さんの推進委員さんの補足説明があればお願いいたします。
山田推進委員	1番。伊佐地区の山田です。今、石田委員が言われたように別に支障はないと思いますので、ご審議の程よろしく願いします。
議長	2番。
佐藤推進委員	推進委員の佐藤です。今農業委員さんが言いましたように、現況、実際に畑で作っておられまして、全く耕作には支障ないというふうに思います。よろしく願いいたします。
議長	4番。
井町委員	すみません。4番目ですが、今日、松田推進委員がお休みということで、2番の井町でございます。実はですね。●●さんと●●さんの間には今年利用権の設定が期限切れの更新と言いますか1件ございました。その時に、●●さんからもう全部売りたいということでございまして、●●さんもちよっと高齢でございますので息子がやるならば買おうと、いうことでございまして、息子さんの方が帰って来られました。ということでこれを買うということになりましたので、よろしく願いをいたします。

議長	はい、ありがとうございました。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。その他ご意見等ございませんか。よろしいですか。（「ありません」の声）それでは採決をいたします。議案第1号について原案の通り決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	挙手、全員であります。議案第1号は、原案の通り決定をいたしました。 次に議事順位第2 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議案といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	朗読。 申請者は●●●●●に居住する会社員です。申請地は、●●●●●から北西へ1.2kmの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。申請地を取得し売電事業を行うため、最大発電出力49.5キロワットの太陽光発電施設を設置するものです。この案件については農地法第4条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上でございます。ご審議の程よろしくをお願いします。
議長	議案の朗読並びに説明は終わりました。只今の説明に関連して、当番委員の方から現地調査の報告をお願いいたします。
倉増委員	それでは、説明させていただきます。ページは6ページですね。申請地はですね、今、●●の方に行くんですね、基盤整備をしている、新しく基盤整備をしたところがあります。そこをですね、●●の方へ向いて右手の方です。その申請地のすぐ近くですね、基盤整備をするという事です。が、遺跡が出て、ちょっと今調査をしている最中です。それで、水路とか色々お聞きしましたが、基盤整備をする時つまり現地の、今この図面ではですね⑤になるんですが●●●●とですね、●●●●の間にですね、水路をきちっとしたい水路を作るということで、全然、外に対して障害とかは無い所です。許可しても全然問題ないと思いますので、ご審議の程をよろしくをお願いいたします。
議長	続きまして、地元推進委員さんの補足説明をお願いいたします。

植山推進委員	<p>推進委員の植山です。2月4日に、石田農業委員さんと倉増農業委員さんと一緒に行きまして、ちょっと時間がずれまして待ちました。この●●●という所なんですけど、そこは今から圃場整備するんですけど、それで今、地籍調査が一応下の所にあって今終わっております。そして、下の所に水路が付くようにはやっております。その向こう側に●●さんが太陽光作ってらっしゃいますけど、またこちらの方に太陽光作るということで、問題ないと思います。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。無いようでございます。その他ご意見等ございますか。無いようでございますので、それでは、これより採決をいたします。議案第2号 につきまして、原案の通り決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>
議長	<p>全員、賛成。議案第2号は原案の通り決定をいたしました。 次に議事順位第3 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>3件朗読。 1件目。申請者は市内に居住するパートの方です。申請地は●●●●●から北へ1.3kmの位置にある都市計画法に基づく用途区域内にある第3種農地です。現在駐車場が1台しかなく不便なため、申請地を取得し、進入路、駐車場を設置するものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 2件目。申請者は●●●に本店を置く太陽光発電事業を営む法人です。申請地は●●●●●から北へ700mの位置にある都市計画法に基づく用途区域内にある第3種農地です。申請地を取得し、売電事業を行うため、最大発電出力49.5キロワットの太陽光発電施設を設置するものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 3件目。転用面積が田930㎡とありますが、正しくは、田1774㎡です。申し訳ありません。申請者は●●●に本店を置く太陽光発電事業を営む法人です。申請地は●●●●●から北西へ3.9kmの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。申請地を取得し、売電事業を行うため、最大発電出力49.5キロワットの太陽光発電施設を設置するものです。</p>

議長	<p>この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p> <p>議案の朗読並びに説明が終わりました。只今の説明に関連して、当番委員の方から現地調査の結果の報告をお願いいたします。</p>
石田委員	<p>石田です。申請地の所在ですけれども、8ページの左側の地図をご覧くださいと思います。左側、●●●からですね、北に向かって図面右左が北になりますけれども、1kmくらい行った所にこの申請地があります。この周辺にはですね、●●●●●や●●●●●などがございます。その地図上に太い線で囲んでありますけれども、上側に入って行く進入路、現状の進入路がそこにありません。その奥に突当たりの左側に申請人のご自宅があります。この現状進入路なんですけれども、約2m幅ぐらいで車の離合は当然できません。それから自宅の進入路上に1台の駐車場が、車庫が設置してあります。そこを入れて行って2台車があるということで、離合したい、車庫に入れたり出したり、大変なご苦労をされているようです。それで、この現状の進入路の幅を約2mくらい拡張して、車庫も2台分入るものを設置したいという申請内容でございました。今、拡張したい田んぼは、立派な広い田んぼなんですけれども、山縣推進委員さんが作っておられるということでした。特に田んぼの拡張122㎡しても、なんら周辺ですね、農地への影響はございません。既存の入口にある水路これも水路の壊したりなんだりはしないということのようです。従いまして、申請内容についてですね、何にも問題はないということで、申請を許可してもよろしいかというふうに判断いたします。1番は以上です。</p> <p>続いて2番目ですけれども。農地の所在ですけれども、10ページを開いて頂きたいと思います。太陽光発電の設置場所になりますけれども、左側の地図、左下コーナーが●●●になります。この道を北へ進んで行きます。約400m位行った所に申請地があるんですけれども、●●●を渡って少し上がると太い枠で囲まれた田んぼがあるんですけれども耕作放棄とは行かないかもしれませんが、ここは耕作されていない、何年も耕作されていないかなというふうに見てとれました。この周辺にはですね、何箇所かすでもう総会でもかかりましたけれども、2, 3箇所太陽光が設置してあるエリアでございます。ここはですね、この一帯はもう都市計画法第一種中高層住居専用地域ということです。圃場整備の対象にもなっていないということで、畦塗りやら水路やいろいろな面で整備がされて、この太陽光の設置にあたって、設置等される訳ですけれども、この地図の左から右に向かって、雨水を流すようにということで、地域の推進委員さんの方からのご指示で右側の方に排水路があるということで、そちらの方に流し込むという事で南側の田んぼの方に流れないように指示をしておりました。その他は特に周辺農地への問題には掛からないという事でこの場所を転用しても問題はないというふうに判断いたしました。2番は以上です。</p> <p>続いて、3番目。12ページをご覧くださいと思います。この地図はですね、●●●●●集落の周辺になっております。●●●●●</p>

	<p>●から●●●●方面へ約4km行った所に左下側の道路への進入路がございます。そこを右折しまして、約400mくらい行くとこの申請地があります。字が見えにくいと思いますが、○で囲んだ辺りが申請地なんですけども、側に●●●●というのが流れております。その●●●●沿いの農地に分間図見てもらったら分かると思うんですけど、川沿いの農地でございます。この農地の側、東側斜面に民家があって山があります。この地域も少し耕作者、後継者等がもう段々いなくなってる、休耕田のような田んぼが並んでおります。この申請地の隣はすでに総会に掛かって植林をするという田んぼがその辺に見られます。周辺農地への問題は感じでは川沿いの一番低い所にあるということで、排水やら何やら全く問題ないというふうに現地を見て判断いたしました。従いまして、転用許可を出しても問題ないと判断いたしました。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>続きまして、地元委員さんから補足説明あれば。</p>
山縣推進委員	<p>はい。推進委員の山縣です。今、1番について石田委員さんが言われた様に別段問題はないと思います。2番の太陽光についても石田委員さんが言われた様に別段、周りの物に支障はないと思いますので、ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それでは、3番。</p>
中野委員	<p>中野ですが、これもう3年位前からせえと、ようやく●●●●●●が腰を上げてやるようになったような関係です。何回も現地調査に行っちょります。決まったようなので、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それではこれより、質疑に入ります。発言のあります方は挙手をお願いいたします。特に無いようでございますが、その他ご意見等ございましたら、お願いいたします。よろしいですか。はい、16番。</p>
岸委員	<p>16番、岸ですが。1件目の●●●●●の今申請地の所、面積が少ないですけど、これ●●●●●と●●●●●の一体利用じゃなくて個別利用になってるんですけど現在。ちょっとよくわかんないで、地図見るとですね、8ページの資料⑥のところを見ると●●●●●と●●●●●、●●●●●はこれ今現在一体利用になってる。個別利用になってる。</p>
事務局	<p>今、●●●●●と●●●●●が元々一筆で、この転用をされるために、●●●●●を分筆されました。●●●●●は元々分筆されて、●●●</p>

	●●はこのまま利用されています。
岸委員	許可前に分筆してよかったんだっけ。
事務局	分筆であれば問題ないと思います。
議長	他にご意見ございませんか。よろしいですか。 それでは、質疑を終わり、採決をいたします。議案第3号について原案の通り決定する事に賛成の方の挙手をお願いをいたします。
委員	挙手。
議長	全員、賛成。よって議案第3号は原案の通り決定をいたしました。 次に議事順位第4 議案第4号 農地転用事業計画変更承認についてを議題にいたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	朗読。 社員休憩所でログハウスを建設予定でしたが、コロナ禍で資材が入らないため、代表者名義での住宅兼ゲストハウスを建築するための変更申請です。また建築場所が変更になったことに伴い、車庫の設置位置も変更になります。この件につきまして、変更承認を受ける前に、住宅を建築されています。このことに対するお詫びと今後農地法を遵守することが記載された始末書が提出されています。以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。
議長	議案の朗読並びに説明が終わりました。只今の説明に関連して、地元委員で特に発言があればお願いをいたします。 石田委員。
石田委員	石田です。申請地確認の図の14ページの左側の地図をご覧くださいと思います。地図上左から右に向かって申請地に進んで行くんですけども、●●●●●から約2km●●●●を●●●●方面に進んで行くと●●の交差点がございます。そこを右折して●●地区方面へ約700m進んだ所に申請地入り口がありました。上側、山沿い1m行った所にこの申請地の所がございました。今、

	<p>事務局の説明でもありましたように、変更の面積は変更はございません。休憩所とログハウスを宅地に変えたということでございます。始末書等を出されて、今後このようなことが無いように厳重に注意をいたしましたということでした。実際に住宅が建っております。周りの環境等や当初の申請で全く問題がなかったということのようですので休憩所を宅地にされて作られたということですので、特に問題はないと思います。事業計画変更を承認することに異議はございません。以上です。</p>
議長	<p>地元委員さん特によろしいですか。ありがとうございます。これより質疑に入ります。発言のある方、挙手をお願いします。</p>
馬屋原委員	<p>2点ほど聞きたいんですが、この転用が出る前に許可はなんで何条で許可したんですか。最初は。</p>
事務局	<p>5条です。</p>
馬屋原委員	<p>売買で倉庫建てる。それでその内、気が変わって住宅を建てたと、こういうことですね。</p>
事務局	<p>はい。</p>
馬屋原委員	<p>こういう案件は建ってるからやむをえんのこういうことの繰り返しなんですけども、もう少し、ちゃんと、認定して一年以内とか、期間があるんじゃないかな、どうですか。</p>
事務局	<p>この許可は許可後2年。2年以内に完成させてください。という許可になります。</p>
馬屋原委員	<p>それは、出してる。</p>
事務局	<p>許可を出したのが、去年の6月29日なので、まだ期限が来てないです。</p>
馬屋原委員	<p>なら認定をおろそかにしちゃったと言うわけではないわけね。ならまあ、今後と言いますか、この辺はもう少し厳密にいかんと、特に業者は自由にやれるし、また、自らやったとなると、直悪いんで、こういうことはですね、いた仕方ないより、やはり、申請書が出たり、あるいは、現地確認行った時に厳重に注意しないと、あつてないようなもんになるでしょ。こうなると。気をつけて</p>

議長	<p>頂きたい。</p> <p>その他、ご意見がございますか。よろしいですか。それでは、採決をいたします。議案第4号について原案の通り決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>
議長	<p>賛成多数であります。よって議案第4号は原案の通り決定をいたしました。反対の人数は？手が挙がらなかった人数を記録しちよらんでええか。</p> <p>次に議事順位第5 議案第5号 農振法に基づく農用地区域の除外申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>朗読。</p> <p>申請地は●●●●●から北に400mの位置にある農用地区域内農地です。申請人は●●●●●を3店舗経営しており、スタッフの会議等のための事務所及び駐車場を設置するために除外申請です。</p> <p>以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>議案の朗読並びに説明が終わりました。当番委員の現地調査の報告をお願いします。</p>
倉増委員	<p>場所はですね、●●●●●、●●から●●に出る県道、今県道になっちゃりますが県道があります。それとこっちから、●●●、●●から●●へ抜け出る国道があるんですが、その交差点です。●●と言う所です。だから●●に上がる途中です。その始まるの所ですね。それで、●●さんはですね、自宅は今の申請地のすぐへりに自宅があります。●●●●●をですね4箇所経営されていらっしゃるしまして、駐車場と事務所が必要になったという事で、今の農用地区域の除外申請を出されております。それで、その現地ですが、国道の方側と図面の16ページですか図面の右側は農道になっておりまして、隣接地に支障をきたすようなことはないと思いますのでご審議の程をよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>地元委員さんの補足説明があれば。</p>

佐藤推進委員	<p>地元推進委員の佐藤です。当地は●●のいわゆる交通が非常に盛んに通る交差点の付近にありまして、●●地区はですね、現在、実際に農地を作る方はかなり、高齢の方が多くて、もし、●●さんが作られないということになると後を引き受けるという人もおりません。そういう事で、農地の荒廃を防ぐためには、仕方無いかなゆうふうには思います。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。発言のあります方は、挙手をお願いいたします。特に無いようでございますので、これより採決をいたします。議案第5号について原案に対し、当番委員の報告による協議結果を意見として決定することに賛成の方の挙手をお願いします。</p>
委員	<p>挙手。</p>
議長	<p>全員、賛成であります。よって議案第5号は協議結果を附して市長に送付をいたします。 次に議事順位第6 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを事務局より報告事項の朗読と説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>9件朗読。 1件目、2件目。農地法第5条農地転用のための権利移動許可申請のため双方の合意により解約されたものです。 3件目。耕作が不便なため双方の合意により解約されたもので、次の耕作者は決まっています。 4件目。農地法第3条所有権移転許可申請のため双方の合意により解約されたものです。 5件目。病気ため双方の合意により解約されたもので、次の耕作者は決まっています。 6件目、7件目。病気ため双方の合意により解約されたものです。次の耕作者は決まっています。 8件目。農地法第3条所有権移転許可申請のため双方の合意により解約されたものです。 9件目。高齢に伴い耕作困難になったため、双方の合意により解約されたものです。次の耕作者は決まっています。 以上報告いたします。</p>
議長	<p>只今説明が終わりましたが、報告ですが、次の耕作者が未定の件がですね、未決定のが3件程度ある訳ですが、地元委員さんの方から報告についての発言がある方。3番。これ条件が悪いという所ですから、難しいと思いますが、担当の方。おっちゃんない。倉</p>

倉増委員	<p>増さん。今の報告事項の件の3番の件について、次の耕作者が未決ということですが、その辺の事についてはどのようにになりますか。決まりそうにない？</p> <p>●●●●●につまましても高齢化がすごい進みまして、これ以外にも農地かなり預かってます。それで、これ以上無理じゃないかということで皆で相談しまして、預かれるじゃろうかということで、皆で相談しましたが、今現在ではですね、これ以上預かってても完全に管理することは出来んじゃないかという事でお断りしている状況です。まだ何町もやろうと思えばあるんですけども、今実際に出来る人数が3名か4名ぐらいいきませんので、構成員は結構いますけども、完璧に出来る人がいないもんで、今の現状からしてみると逆に難しいような具合なことで、ちょっと難しいと思います。</p>
議長	<p>こうゆう場合はどうゆうふうにするん。あとでまた検討する。</p>
倉増委員	<p>●●さん、あれ次借りちよるんかいね。2町5反ぐらい横に増やしてある。</p>
議長	<p>次がですね、6番。</p>
永嶺推進委員	<p>別府の永嶺ですが、この●●●●●さんの作られているところがですね20町歩以上あるんですけどそれがちょっと病気で、今病気でなかなか続けられないということで、新しくやってもらう人を探してみてもなかなか人がいけませんので、丁度、農協と市の方と一緒にどうして行くかというのを話し合っている最中、基幹作業を委託して自分でできるところ草刈り等は生産者さんでやってもらって大まかな作業を人に委託してやるという方向でどうかと今話し合っている最中なので、ちょっとまだこれからどうなるか分からない。</p>
議長	<p>7番。</p>
中野委員	<p>だいたい、昼は作って、夜は病院の当番かなんか行きよつたらしい。20町もみなよう貸すの。という。20町あるのに全部荒れちよろうが。荒ちよるいね。</p>
井町委員	<p>今、永嶺さんが言われました、●●と●●と●●●●●が入っているそうで、農業委員と推進委員も入って、基本的に合意解約で外そ</p>

	<p>うと、そしてもう一回作り変えようとしていますので、まだ、あれから1回目はしましたがまだ2回目がない状態です。今日これ出ていますからたぶんこれらは最終的には、充てはあると思います。全体的に20町くらいあるから、法人も預かってもらってますがもう法人も耐えきれんで最終的には今永嶺さんが言ったように、管理だけを個人に任せて、●●さんと●●さんと●●さんが2人、これ位でやろうという話はしてるんですが、なかなか難しい。うまくいかん場合はわかりません。努力はしていますので。</p>
議長	<p>機械だけええのが、なんか大きいのがいっぱいあるけど。</p>
井町委員	<p>あんまり使えん。</p>
議長	<p>では、そうゆうふうな事で。</p>
井町委員	<p>どうしようもないんで。</p>
議長	<p>地元としては、努力をして続けてください。 それでは以上で報告第1号については、終わりたいと思います。 次に議事順位第7の 報告第2号 農地転用現況証明についてを議題とし、事務局より報告事項の朗読と説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>4件朗読。 1件目。申請が8筆。●●●●、●●●●、●●●●、●●●●につきましたは20年以上前より山林となっている状況でございます。●●●●番、●●●●番につきましたは、20年以上前より原野となっている状況でございます。●●●●、●●●●につきましたは、20年以上前より進入路となっている状況でございます。 2件目。申請が1筆。昭和46年頃に耕作放棄後現在は駐車場となっている状況でございます。 3件目。昭和初期頃の建物を昭和50年頃に建て替え、現在は宅地となっている状況でございます。 4件。申請が3筆。●●●●につきましたは20年以上前に耕作放棄後、現在は山林となっている状況でございます。●●●●につきましたは20年以上前に耕作放棄後、現在は宅地となっている状況でございます。●●●●につきましたは20年以上前に耕作放棄後、現在は原野となっている状況でございます。 以上、報告いたします。</p>

議長	只今の説明に関連して、当番委員の現地調査の結果の報告をお願いをいたします。
石田委員	<p>石田です。現況証明の地図ですけども先程の3条でご審議頂いた、●●●●さんですかね。その方の申請に基づく、現況証明ということでページ18ページご覧いただきたいと思うんですけど。先程言いましたように、●●●●側から、図面上から下りてきて、●●●●、それから●●●●さんのご自宅までということの道路になってますけども、まず、申請地の●●●●それから●●●●これは、●●●●●、住宅周辺になりますけども、山林、それから●●●●については●●●●さんから直接お聞きしましたけども、裏側の果樹園への進入路、重機等が入る道が狭かったものでここを20年以上前に拡張して広くしたということでした。それから、図面の右側の方に3箇所申請地がございます。この地域は●●地域と言って、●●●●、●●●●、山林、●●●●、●●●●、原野、●●●●が山あいの田んぼでしたけども、この上はもう山林化しておりました。写真は次のページに載っております。19ページ、20ページ。写真は写した方向がその図面上に赤い矢印で同時に赤い番号でうってあります。この方向から写真をとったということです。いずれの確認地、もう既に、山林化、原野化しておりました。それから、左下は進入路の写真3枚で、いずれももう20年以上経つということで、特に山林・原野とも周辺に影響はないというふうに思っております。現況証明、特に問題はないというふうに判断いたしました。以上です。</p>
議長	2番。●●●。
石田委員	<p>ちょっと、図面が分かりにくい。21ページ。申請地は●●ていう地域ですかね。右上に道路の絵がありますけども地図の一番左側に拡大した道路図がございます。●●の信号から●●方面に向う●●●●●になりますけども、●●のバス停を下ります。それから山あいに入って行く、この地図に入って行く形になります。写真が22ページに載ってますけども、車庫の前横に農地を駐車場にしている状況、この図面の右側の●●●●●それから右側、山側がまだ農地が残っております。この一部を駐車場にしておられます。車の方向転換やらなんやらに使われておられます。現況の時に見たのは、この周辺、川が流れてるんですけども、この河川護岸工事がちょうど終わった様な状況でした。農林課の担当の方も同行で説明していただいたんですけども、転用されてるスペースは護岸工事途中でいろいろ資材置場やらそれから車の移動やらそういうものに利用されたような感じでした。川沿いということで、道路沿い、川沿いということで、周辺農地には、全く問題はありませんでした。この地域の狭い道路の有効利用されてるような感じがしました。従いまして現況証明問題はないというふうに判断いたしました。以上です。</p>

議長	3番と4番。
倉増委員	<p>それでは、3番について説明いたします。23ページ。24ページ、25ページです。この土地はですね。さっき●●さんのところで説明しましたが、●●の交差点から●●の方へ200m位行った所です。これはちょっとお聞きした時、農業振興地域内だったら、基盤整備の時になんでわからなかったんかねて聞いたら、国道の縁、何mかは農業振興地域に入ってないみたいで、出来なかったという事でした。今、この土地にですね、●●●●、●●●●のですね、北側半分は今の住所が建っています。半分までもじゃないかもしれませんが、住居が建っています。もう現況どうする事も出来ないような状況ですのもう新規の現況を出しました。それで、次のですね、4番ですが、さっき●●さんのあれで出ましたが、その畑のすぐ上側のところのですね、●●●●●の近くです。現在は今の写真の様にですね、もう30年、40年ぐらいはもう経っております。それが3箇所、同じような状況でした。以上ご審議お願いいたします。</p>
議長	それではですね、地元委員さんからの補足説明ございましたら、よろしく願いいたします。
山田推進委員	はい、1番ですが、山田と申します。別に石田委員が言われた通り非農地認定をお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。
議長	2番
阿川推進委員	伊佐地区の阿川です。石田委員さんが先程話されたとおり、何も問題はないと考えております。ご審議の程、よろしくお願い致します。
議長	3番。
佐藤推進委員	<p>地元委員の佐藤です。3番ですが。この土地は倉増委員さんが言われましたように、県営補助整備を昭和60年頃行ったんですが、その当時からですね、この筆は国道から15mも無いんです。その間はもう農振農用地区域外ということでですね取り扱っておられまして、圃場整備には入っておりません。当時から既にここには建物が建っておりました。申請人の●●さんは現職のころは銀行に勤めておられまして、昨年、こっちに、地元●●の方から帰って来られまして、自分の土地を整理するにあたり、ここをき</p>

	<p>れいにしようということで、この度の申請に至ったものというふうに伺っております。それから4番目の●●●●●さんの件ですが、これは委員さんが言われましたように、現地は●●●●の両サイドに位置するところで、実際、現地には杉が一年生の杉がたくさん生えておりますし、孟宗竹もしっかり生えておまして、耕作をするにはかなりの難儀をするかなということで、是非とも委員さんが言われましたように現況証明の方をよろしくお願ひしたいと思います。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>報告が終わりましたけれども、議案の現況証明の場合は基本的に問題が無い訳じゃなくて、問題が結構あるわけなんですけど、どうしようもないというふうな話の感じが多くなってます。報告第2号について発言のある方がございましたらよろしくお願ひします。よろしいですか。特に無いようです。以上で報告第2号を終わります。</p>
	<p>次に議事順位第8 報告第3号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告者についてを事務局から報告事項の朗読と説明をお願ひいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>朗読。 農事組合法人●●●●から提出がございました。提出されました報告書の事業の状況、構成員の状況、執行役員の状況等を審査しましたところ、適正でありましたことをご報告申し上げます。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告第3号について発言がございましたら、挙手をお願ひします。よろしいですか。特に無いようでございます。以上で報告第3号を終わらせて頂きます。 農業相談日に相談が2件あったみたいですので、当番委員の報告をお願ひいたします。</p>
<p>萬代委員</p>	<p>農業相談に係わって参りました萬代ですが、私と俵委員と井上委員さん、3名で農業相談を2件ほど受けました。まず、1件目は、2月9日●●●●●、●●●●さんと言う方からの相談でございましたが、要するに、この●●という所は●●●●の●●●●●の近くでございます。以前に湧水で田んぼを作っておったけれども、平成30年に水が止まって、田んぼが作れなくなった。ということから●●●●やら、●●●●●にいろいろと相談を持ちかけたけれども、●●●●の発言では、現場をですね、ボーリング調査なんかをしたけれども、もう水が枯れるというか、湧水だから水がなくなるのはしょうがないというふうなことでですね、なかなか取り扱ってもらえないということでもございましたけども、息子さんはこの●●の近くで圃場整備を、今、現在、計画をしておられるようでございますけれども、その圃場整備のしようという区域からは外れた土地の事を言われておりました。なかなか話の相当長い間お付き合いをさせてもらいましたけど、何が言いたいのかよう分かんないというのが現状でございますが、●●さん</p>

にしてみれば、水が出なくなったのは、●●●●の関係じゃないかと、それを強く自分としては話したい、ところがなかなかとりあつて貰えない、どうにかならないだろうかというご相談でございます。うちとしても、時系列でですね、何時から何時まで、どうやって落ちて現在に至っているという経過を簡単でもいいから整理してもらえないだろうかというお願いをしました。また、息子さんが圃場整備の方に係わっておられるから、その関係で、その農地を加えてもらうように、息子さんとうよう相談してください。というお願いをしております。で、局長さんの方から、●●●●なり、●●●●の方にも連絡をしてもらいました。会社の方も全く無視はできないということで、今後その●●●●さんの話を聞く段取りをしようと思つているという報告があつたようでございます。どちらにしても、そちらの方の話し合いをしてもらわん事には、事にはならんということでございます。一件目はそれで終わりました。

2件目はですね。これは●●●●の●●●●●●●●さんという方から相談を受けた訳ですが、この●●●●さんは既に農地をですね、もう山に変えようということで、その許可をもう既に頂いて徐々に杉やなんか植えておられる状況であるんですが、最近になって畜産農家、畜産農をしておられる方からその田んぼというか、転用許可をされたその田んぼにですね、放牧をさせてもらえないかという話がおりましたようでございます。それで、自分としてはどうしようかということでございましたけれども、丁度借り手の方が後から来られまして、借りる事を希望しておられる方が後から来られましたんで、双方から話を聞きました。一応借り手が●●●●さんという方、●●●●にアパートに住んでおられるみたいですが、畜産農家の新規就農者でなんとか、この今、山にしようとしている田んぼに放牧をさせてもらいたいという話が出てきたわけです。双方から話を聞きましてけども、取敢えず、その農地がですね、その集落がちょっと下の方にあるみたいで、要するに●●●●さん、貸し主の方はそこに放牧をされると、牛のフンとか尿とかそういったものが川を渡って、川に流れて、集落に迷惑をかけるんじゃないかということが大変心配しておられました。一応、借り手であります●●●●さんに地域の方にみんなに了解を得た上で、そしたら●●●●さんの方に借りる話しを持って行きたいという事でございます。その結果、さっき事務局長に話を聞きましたけれども、まだ、どうされるのか、はっきりとした答えは来ないという事でございます。だから、地域の方の許可が得られて貸し主の方の了解が取られれば、●●●●さんが既に農地転用、山にしようとしている田んぼを放牧を希望しておられる方に貸すことができればいいのかというふうに思つておりますが、ちょっとどちらもですね、大変簡単に結論が出せるんか出せないんか、ちょっと私どもも不安を感じているところでございます。いずれ何らかの答えが返ってくると思つています。以上で相談を終わりました。結論は出ておりませんが双方にお願いをして終わったところでございます。以上です。

議長

ありがとうございました。この件に関しましては、特にご意見等ございますか。よろしいですか。

岸委員	集落の方が許可したら、一旦転用許可した所を未登記、また変更できるということは可能なんですか。
事務局	まだ、完成は出てないで、取り下げは可能です。それか、取り下げをして、新たに放牧をするという転用に振り替えるとか、それとか農地のまま、一回取り下げて農地のまま、●●さんが農畜連携で借りられるとかいろいろ選択方法は借り主さん貸し主さんの方には説明しておりますので、何らかの形で、解決じゃないかと今考えております。
議長	他によろしいですか。それではですね、以上で本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。事務局から。
事務局	私の方から2点ほどご説明いたします。利用権設定、ずっと昨年からいろいろご尽力頂きましてありがとうございます。それで本日の総会をもちまして4月1日開始分を締めさせていただきます。この後に提出されるものは5月1日開始になりますので、よろしくお願いたします。今日、本日何件か頂いてますが、この後もし提出される方がいらっしゃいましたら、私の方までよろしくお願いたします。それから後もう1点、2点目ですが、2月の24日に令和3年の農作業標準賃金協議会を開催しようと考えております。これは、毎年、美祢市の農作業賃金について最低賃金や他市の状況を踏まえて美祢市用として決定するものでございます。該当する農業委員さんについては、2月4日付けで郵送なりしておりますので、ご出席をよろしくお願いたします。一応場所を申しますと勤労少青年ホームの2階の図書室、時間は10時からでございます。もし、都合の悪い委員さんがいらっしゃいましたら、事務局の方に言って頂くと共に担当地区内の農業委員さんの方に代わりの代理出席をお願いいたします。以上です。
議長	事務局から今後の日程を。
事務局	令和3年3月の日程についてでございます。A4の1枚紙、お配りしておると思いますが、ご覧ください。総会につきましては3月の16日、火曜日、午後2時から、ここ美祢市民館2階の大会議室で行います。農業相談日は、3月の9日、火曜日、時間は9時から11時30分までで、美祢地区が馬屋原委員さん、美東地区が岸委員さん、秋芳地区が前田委員さんでございます。現地調査でございますが、実施日は3月の8日、月曜日、時間は9時から16時までの予定でございます。当番は縄田委員さん、村上委員さんでございます。集合場所は農業委員会事務局に8時50分までにご集合ください。

事務局

号令

午後 15 時 30 分閉会。

議事録は正確なることを認め署名、押印する。

令和3年2月16日

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____

